館林市市有財産自動販売機設置事業者募集要項

館林市は、市有財産の有効活用の観点から、自動販売機を設置及び運営できる事業者を募集し、一般競争入札によって設置者を決定します。

入札に参加を希望する事業者は、「募集要項」及び「設置に係る仕様書」を熟読するとともに、必ず現地を確認し、内容を承知したうえで応募してください。なお、現地確認の際は、仕様書に記載された問合せ先に事前に連絡をしてください。

1 設置事業者の施設使用形態

地方自治法(昭和22年法律第67条)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、市 有財産である土地又は建物(以下「公共施設」という。)の余裕部分の貸付けを行うもので あり、貸付方法は賃貸借契約によるものとする。

2 入札に付する事項等

- (1) 自動販売機設置場所及び設置面積等
 - ① 「館林市市有財産自動販売機設置に係る仕様書」のとおりとする
 - ② 現況と仕様書に相違がある場合は、現況を優先する

(2) 設置期間

令和8年1月5日から令和10年7月31日まで(更新なし)

※施設の修繕・改築等により、上記期間が短くなる場合や設置場所の移動が生じる場合は、市が設置者に対して事前に文書で通知し、設置者は市の指示に従うものとする

(3) 取扱商品

原則として、缶、ペットボトル、紙パック等の容器に入った飲料(ジュース、お茶、水、牛乳、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品)とし、指定されたもの以外の飲食物類等、酒類及びたばこの販売は認めない。

3 貸付けの相手方の選定方法及び貸付料

貸付場所ごとに入札を行い、売上金額に対する歩合率により、貸付けの相手方及び貸付料を決定するものとする。なお、入札に係る最低歩合率は、売上金額の10%とする。

4 入札参加資格

自動販売機の運営実績が1年以上あり、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 群馬県内に本店、支店又は営業所を有する法人
- (2) 市内に住所を有する個人事業者

※ただし、市税に未納がある者や館林市暴力団排除条例(平成24年館林市条例第18号)第2条の規定に該当する者は入札に参加することができない

5 入札参加申請

入札に参加を希望する事業者は、下記により申請を行い、入札参加資格を有することを 証明しなければならない。

(1)申請受付期間

令和7年11月10日(月)から同年11月20日(木)までの、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの時間と、土・日曜日を除く)

(2) 申請場所

館林市教育委員会生涯学習課(館林市城町1番1号)

電話:0276-47-5166 (直通)

(3) 申請書類(各1部提出)

	提 出 書 類	法人	個人	備考
1	応募申込書	0	0	様式第1号
2	誓約書	0	0	様式第4号
3	契約等の実績一覧	0	0	別表1・2
				(様式第4号の裏面)
4	履歴事項全部証明書	\circ		
(5)	住民票又は外国人登録済証明書(原本)		0	
6	印鑑登録証明書	\bigcirc	\bigcirc	
7	国税に未納がないことを証する納税証明書	\circ	\circ	
	・個人事業者は「その3の2」			
	・法人は「その3の3」			
8	市区町村税の納税証明書(市区町村税に未納	0	0	法人は事業所所在地の
	がないことを確認できるもの)			証明でも可

※④~⑧については、発行後3か月以内の原本とする。なお提出書類は返却しない ※④について、県内に本店、支店又は営業所があることが確認できない場合は、別途「法人所在証明書」を提出すること。

(4) 申請方法

申請期間内に、必要な書類を申請場所に持参するものとし、郵便、電話、ファクス、インターネットによる受付は行わない。

6 入札参加資格の確認等

市において上記5(3)の申請書類をもとに、入札参加資格の有無を確認後、入札参加資格確認通知書(様式第7号)を事業者に送付するものとする。

7 質問及び回答

入札の内容等に質問がある場合は、下記により質問書を提出すること。

(1) 質問書受付期間

令和7年11月10日(月)から同年11月20日(木)までの、午前9時から午

後5時まで(ただし、正午から午後1時までの時間と、土・日曜日を除く)

(2) 提出方法

質問書(様式第6号)を、館林市教育委員会生涯学習課まで持参又はファクス、電子メールにより提出すること。窓口及び電話での質問には応じられません。なお、ファクス、電子メールで提出した場合には、送信されたかを電話で確認すること。

提出場所:館林市城町1番1号 館林市教育委員会生涯学習課

ファクス:0276-74-9677

電子メール: shogaku@city. tatebayashi. gunma. jp

(3) 質問書の回答

回答は入札参加者全員へファクス又は電子メールで回答する。

8 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ① 入札日時令和7年11月28日(金) 午前10時00分から※入札開始30分前から受付を開始します。
 - ② 開札時間 入札締切後直ちに開札を行います。
 - ③ 入札及び開札場所館林市役所 5階 502会議室
- (2) 持参するもの
 - ① 入札参加資格確認通知書
 - ② 入札書(様式第8号)
 - ③ 委任状(代理人が参加される場合のみ。代理人の印は認印可) (様式第5号)
 - ④ 実印(代理人により入札しようとする場合は委任状に押印されている代理人の印、 連名の場合は連名者全員の実印)
- (3) 入札書の記入方法等注意点
 - ① 入札参加申込者本人(代表者)が入札する場合は、所定の入札書に、入札者の住所及び氏名又は所在、名称及び代表者を記入の上、申込者本人の印鑑(入札参加申込書に押印した印鑑に限る。)を必ず押印してください。
 - ② 代理人が入札する場合は、所定の入札書に、入札者(委任者)の住所並びに氏名 又は所在、名称及び代表者並びに代理人の住所及び氏名を記入の上、代理人の印鑑 (代理人が委任状に押印した印鑑に限る。)を必ず押印してください。
 - ③ 入札書は物件番号ごとに作成し、貸付料率をアラビア数字 $(0,1,2,3\cdots)$ で小数第2位まで記入してください。
 - ④ 入札書の貸付料率は訂正及び撤回はできません。
 - ⑤ 入札書は直接持参によるものとし、郵送等による入札は認めません。

(4) 入札に当たっての留意事項

- ① 入札の実施に当たっては、1名以上の参加をもって執行します。
- ② 入札開始時刻以後の入場はできません。
- ③ 入札に当たっては、1名のみ入場ができます。
- ④ 入札回数は1回とします。
- ⑤ 入札参加資格者が協定し、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行する ことができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又 は入札の執行を延期若しくは中止することがあります。
- ⑥ 入札の執行に際し、災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じたときは、 その執行を延期し、又は中止することがあります。

(5)入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。
- ② 入札書の貸付料率その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ③ 3で定めた最低歩合率に達しない貸付料率をもって入札したとき。
- ④ 入札書に記名及び押印がないとき。
- ⑤ 同一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- ⑥ 委任状を持参しない代理人のした入札。
- ⑦ 同一の入札において入札者及びその代理人が他の入札参加者の代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
- ⑧ 館林市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- ⑨ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- ⑩ 貸付料率を訂正した入札(訂正印の使用不可)。
- ① 入札に際し、不正行為のあった者の入札。
- ② ①から⑪までに掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

9 落札者の決定

- ① 開札の結果、3で定めた最低歩合率以上の入札をした者のうち、最高の貸付料率をもって入札したものを落札者とします。
- ② 落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。
- ③ ②において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない館林市職員にくじを引かせます。この場合において異議を申し立てることはできません。
- ④ 落札者に対して、入札が終了した後に契約手続についての説明を行います。落札者又はその代理人は、必ず契約手続についての説明を受けてください。